

平成26年度 第1回
地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会

平成27年2月6日（金）午後7時から
西都市役所議会委員会室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員長及び副委員長の選任
- 5 議事
 - (1) 地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会運営要領の制定について
 - (2) 地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会傍聴要領の制定について
 - (3) 地方独立行政法人西都児湯医療センターの設立について
 - ・ 設立の経緯
 - ・ 医療法人財団西都児湯医療センターの概要等
 - ・ 中期目標（案）
 - (4) 今後のスケジュールについて
- 6 その他
- 7 閉会

<資料一覧>

① 評価委員会委員名簿（五十音順）	P 1
② 地方独立行政法人西都児湯医療センター定款	P 2
③ 地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例	P 7
④ 地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会運営要領（案）	P 9
⑤ 地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会傍聴要領（案）	P 10
⑥ 地方独立行政法人西都児湯医療センター設立の経緯について	P 13
⑦ 地域医療政策に係る基本方針	P 15
⑧ 地方独立行政法人について	P 20
⑨ 地方独立行政法人西都児湯医療センター中期目標（案）	P 24
⑩ 今後のスケジュール（予定）	P 28
⑪ 西都児湯医療センター概要（当日配布）	

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会委員名簿

委 員	落 合 秀 信	宮崎大学医学部 教授
委 員	黒 木 隆 子	市民代表
委 員	黒 木 正 善	西都市議会救急医療対策 調査特別委員会委員長
委 員	重黒木 真由美	高鍋保健所 所長
委 員	水 田 祐 輔	弁護士 西都法律事務所

※ 敬称略、五十音順

※ 任期：平成27年2月6日～平成28年3月31日

地方独立行政法人西都児湯医療センター定款

平成26年9月19日

西都市議会議決

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 役員及び職員（第7条—第14条）

第3章 理事会（第15条—第17条）

第4章 業務の範囲及び執行（第18条—第20条）

第5章 資本金、出資及び資産（第21条・第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び西都市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、西都市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所の所在地は、西都市大字妻1550番地とする。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第2章 役員及び職員

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事3人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、あらかじめ理事長が定める順位により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は西都市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第9条 理事長は、市長が任命する。

(理事長以外の役員の任命)

第10条 理事は、理事長が任命する。

2 監事は、市長が任命する。

(役員の任期)

第11条 理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)

第12条 市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が法第16条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 市長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、市長又は理事長は、それぞれその任命に係

る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 4 理事長は、前2項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（職員に関する事項）

第13条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

第3章 理事会

（設置等）

第14条 法人に理事会を置き、理事長及び理事をもって組織する。

（招集）

第15条 理事会は、理事長が必要と認める場合に招集する。

- 2 理事長は、理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して理事会開催の求めがあったときは、理事会を招集しなければならない。

（運営）

第16条 理事会に議長を置き、理事長の職にある者をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、理事会を組織する者の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（議決事項）

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 理事会が定める重要な予算の執行に関する事項

- (5) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 法人の規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項。ただし、理事会が定める軽易な改正又は廃止に関する事項を除く。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第4章 業務の範囲及び執行

(病院の設置)

第18条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
西都児湯医療センター	西都市大字妻1550番地

(業務の範囲)

第19条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する研修を行うこと。
- (4) 健康診断等の予防医療を提供すること。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第20条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第5章 資本金、出資及び資産

(資本金等)

第21条 法人の資本金は、法第6条第3項の規定により西都市が出資する。

(残余財産の帰属)

第22条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、西都市に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第23条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定める

もののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この定款の施行の日以後最初の役員任期は、第11条の規定にかかわらず、当該日から起算して3年（理事及び監事にあっては1年）を経過した日後における最初の3月31日までとする。

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例

平成26年 9 月19日

西都市条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者、市民の代表その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域医療対策室において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に委嘱される委員の特例)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(西都市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 西都市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年西都市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は西都児湯いじめ問題調査委員会委員」を「、西都児湯いじめ問題調査委員会委員又は地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会委員」に改める。

別表中

「 国民健康保険運営協議会委員	6,400円	を
「 国民健康保険運営協議会委員	6,400円	
地方独立行政法人西都児湯医療センター評価 委員会委員	15,000円	に
」		」

改める。

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例（平成26年西都市条例第28号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 条例第5条第1項の規定により委員会の会議を招集するときは、委員長は、あらかじめ、会議の開催日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

（会議の公開）

第3条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、特に必要と認めるときは、委員会に諮り会議を非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示等）

第4条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、当該傍聴人に対し、退場を命じることができる。

2 前項に規定するもののほか、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

（議事録等の公表）

第5条 委員会の議事要旨及び委員会の会議で使用した資料は、公表する。
ただし、公表することにより公平かつ中立な審議等に支障を及ぼすおそれがある等の場合は、委員長が委員会に諮って非公表とすることができる。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年2月6日から施行する。

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会運営要領（平成27年2月6日制定）第4条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席と報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 一般席の傍聴人の定員は、その都度、会場の広さを勘案して委員会の委員長（以下「委員長」という。）が定める。

（傍聴の手続）

第4条 委員会の傍聴希望者は、委員会の開催時刻の30分前から10分前までの間（次項において「受付時間」という。）に定められた受付場所において、自己の住所（報道関係者にあつては機関等名）及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴人は、先着順とする。このことから、前項の規定にかかわらず傍聴人の定員に達したときは、受付時間内であっても受付を終了するものとする。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びている又は心神こう弱の状態にあると認められる者

(2) 次に掲げるものを携帯している者

ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物

イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類

ウ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類、ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機その他これらに類する物（写真撮影、録音機能等を有する携帯電話の持ち込みは認めることとするが、これらの機能を使用することは禁止する。）。ただし、委員長の許可を受けた者及び報道関係

者は除く。

- (3) 前各号に掲げる者のほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができないものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における議論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 発言しないこと。
- (5) 会話し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てるなど他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと。

2 報道関係者の写真撮影等は、委員会の冒頭のみ許可する。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年2月6日から施行する。

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会傍聴人受付簿

年度・回	平成 年度 第 回
日 時	平成 年 月 日() 時から
場 所	

氏 名	住所又は機関等名	区 分
		一般・報道関係
		一般・報道関係
		一般・報道関係
		一般・報道関係
		一般・報道関係
		一般・報道関係
		一般・報道関係
		一般・報道関係
		一般・報道関係
		一般・報道関係
		一般・報道関係
		一般・報道関係
		一般・報道関係

地方独立行政法人西都児湯医療センター設立の経緯について

1 はじめに

西都児湯医療センターの沿革は、昭和55年12月の西都市西児湯医師会立西都救急病院の開設に始まる。

当時、救急医療体制が整っておらず、救急患者がたらい回しされ、死亡するという事態が発生したこと等を受けて、市民等から救急医療体制の整備を求める声が上がってきた。行政と医師会における協議の結果、西都市が建物を設置し、運営を医師会が行う「公設民営」の救急病院を設立することで合意に至り、県内初の365日24時間診療体制の救急告示病院として開設された。

開設当初は、診療科として内科、外科、小児科、整形外科で、50床のベッドを持つ病院としてスタートしている。平成2年には3階病棟50床を増設し、ベッド数が100床となり、同年、宮崎医科大学（現宮崎大学医学部）から脳神経外科医の派遣をいただき、脳神経外科診療が始まっている。

平成26年からは、宮崎大学医学部救命救急センターからの支援が開始されるなど、宮崎大学医学部をはじめとする多くの医療関係者のご協力をいただきながら、救急医療サービスの提供を継続している。

2 深刻さを増す医師確保問題

西都市西児湯医師会立西都救急病院が開設されて以降、最大の課題の一つが、安定した医療サービスを提供するための常勤医師の確保である。

特に平成16年度から導入された新臨床研修制度による影響は甚大で、平成16年には大学からの常勤外科医の派遣が中止となった。さらに内科常勤医の派遣も段階的に中止され、平成19年度には内科入院診療が休止となり、3階病棟閉鎖となっている。

同年9月1日、この危機的状況の中で、医師確保の立場から、招聘する医師への配慮として「救急」の文字を無くして「西都医師会病院」と名称を変更した。また、深刻な医師不足の中で、脳神経外科は24時間診療体制を維持できたものの、夜間外来は19時から23時までの診療時間へと変更せざるを得なくなった。

翌平成20年には、常勤内科医が着任され、ようやく内科入院診療が再開できるようになったが、夜間外来診療時間の翌朝までの延長は出来ないまま、現在に至っている。

平成23年には、会員の高齢化等を主な理由に、30年余にわたる西都市西児湯

医師会の運営による救急病院としての幕を下ろすこととなった。

同年4月1日からは、その前月に設立された医療法人財団西都児湯医療センターが病院経営を引き継ぎ、西都児湯地域の救急医療の中核病院及び地域災害拠点施設として、変わりなく地域住民へ医療の提供を行ってきた。

しかし、病院経営を引き継いだ後も厳しい経営状況は変わらず、特に平成25年には常勤内科医全員が退職され、内科診療を休止する事態となった。幸い、平成26年には宮崎大学医学部第3内科から常勤内科医1名を派遣していただき、内科診療が再開されている。

この危機的状況に対処するための医師確保活動を行う中で、公的医療機関で無いなど、大学等からの派遣先としての基礎的条件が整っていないことへの指摘を受けるなど、経営体制や医師確保対策上の体制整備の必要性を認識させられたところである。

3 公的医療機関化に向けた取り組み

設立からの経緯や施設を西都市が提供した官民共同施設であること、加えて、現医療法人の理事・評議員に西都児湯郡の市町村長や議会関係者等が参加されていることを踏まえると、西都児湯医療センターは、西都市民をはじめとする地域住民の生活の安全安心を守り、急性期病院として求められる質の高い医療サービスを継続して確実に提供する、という特別な使命を持つ医療機関であり、地域住民には不可欠な施設である。

今後も、この果たすべき役割を確実に実行していくための手段として、行政が実施責任を明確にし、経営基盤の安定強化や医師確保対策に繋がる効果等を考慮して、公的医療機関化に向けた検討をしていくこととした。

このことを受けて、平成25年12月には、「地域医療政策に係る基本方針～西都児湯医療センターの公的病院形態化への方針～」を策定し、市議会や関係機関・団体へ理解を求めながら地方独立行政法人設立への取り組みを始めた。

平成26年7月には児湯郡町村からの賛同を得た上で、西都市単独で地方独立行政法人の設立を目指すこととし、同年9月の西都市議会において、地方独立行政法人西都児湯医療センターの定款及び評価委員会条例が可決・成立した。

なお、移行を目指す地方独立行政法人西都児湯医療センターについては、財政基盤の安定強化や民間の手法を取り入れやすい一般地方独立行政法人とし、平成27年度中の認可申請を行い、遅くとも平成28年4月1日設立を目指すこととしている。



地域医療政策に係る基本方針

～西都児湯医療センターの公的病院形態化への方針～

平成25年12月 西都市

1. 地方独立行政法人を選択した理由

医療センターは、西都児湯医療圏における救急医療の拠点病院として、また、大規模災害時における後方支援病院としての位置付けが期待されており、その再建・存続は必須のものである。

対応策の原点ともいえる医師確保については、持続可能かつ安定的なものとするために、宮崎大学からの医師派遣が不可欠である。これを実現させるために求められているのは、医療センターの確固たる経営体制であり、現在の医療法人財団から、より公的な経営形態が望まれている。

大学からの要請に応えられ、かつ、市が担うべき医療を安定的、継続的かつ効率的に提供していくため、経営形態の変更を検討する。

新たな経営形態の選択肢としては、

①地方公共団体直営（地方公営企業法一部適用）

②地方公共団体直営（地方公営企業法全部適用）

③特定地方独立行政法人（公務員型）

④一般地方独立行政法人（非公務員型）

⑤指定管理者制度 が挙げられる。

まず、上記形態を①と②の「直営」、③と④の「独法」、⑤の指定管理者制度の3パターンに分類する。

平成19年に総務省が示した「公立病院改革ガイドライン」において、公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、多くの公立病院において、抜本的な改革の実施が避けて通れない課題となっており、経営形態の見直しを行う場合には、民間的経営手法の導入を図る観点から、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入などにより、経営形態を改めるほか、民間への事業譲渡や診療所化を含め、事業の在り方を抜本的に見直すことを求めている。このことから、地方公共団体が病院事業を新たに行う形態としては、①と②の「直営」は適さないものとする。

⑤の「指定管理者制度」は、病院の運営について、市が一定の関与を保ちつつ、具体的な運営については指定管理者に委ねる「公設民営」の運営方式である。提供する医療の内容は協定により担保することが可能であるとともに、民間のノウハウを活かして効率的な経営が可能となるものである。本制度を導入する場合、地方自治法に規定する利用料金制度をあわせて採用すれば、診療報酬が地方公共団体を経由せず、直接指定管理者に収受されることとなる。しかし、行政が担うべき医療を確実に実行させるための仕組みが構築できるのかという視点から評価した場合、指定管理者確保のために指定条件を変更した事例や指定期間の途中で指定管理者が交代した事例があることや、制度的に組織体制が引き継がれないことを踏まえると、病院に指定管理者制度を適用することにはリスクが伴うと考えざるを得ない。これに加え、選定できない一番の理由として、制度上運営の継続が確約されないというリスクが挙げられる。

残る選択肢である③と④の「独法」について、現在まで、6法人の先行事例を視察した。先行事例を見る限り、

- ・経営改善が図れた。
- ・医師、スタッフのモチベーションが向上した。
- ・大学医学部からの医師派遣がスムーズになった。

など、プラス評価が主であった。あえて、デメリットを挙げれば、設立に伴う手続や事務作業が膨大であること、新たなシステム構築などにコストがかかることであった。

以上のことから、「独法」を選択することとした。なお、独法のうち、公務員型は、特段の理由が必要で、病院事業においては認可が難しいことと、スタッ

フとして引き継ぐ予定の現在の医療センター職員が非公務員であることから、④の「一般地方独立行政法人（非公務員型）」が最適の経営形態である。

2. 地方独立行政法人設立方針について

医療センターは、西都児湯医療圏における中核的医療機関と位置づけることから、地方独立行政法人の設立にあたっては、児湯郡内町村の支援・協力をもとに進めるものとする。

医療センターが今後地方独立行政法人化を経て、どのような診療科を担い、どのような機能を持ち、どのような医療機関となるべきなのかは、住民ニーズを行政が的確に把握し、行政、医療センター、関係医療機関のそれぞれのスキルレベルを調整し、互いの良好な連携関係を構築する必要がある。そのためには、西都市と児湯郡内の市町村、議会並びに西都市西児湯医師会、児湯医師会、宮崎大学医学部、宮崎県福祉保健部医療薬務課、宮崎県高鍋保健所などとの十分な協議を重ねていくことが必要である。

特に、これまでの西都児湯医療センター、その前身である医師会病院において、常勤医師に過剰な負担が生じ疲弊を招く体質であったこと、また、行政、地元医師会、医療センター間において良好な関係が維持できていなかったことなどは、十分な反省の上に対応する必要がある。地方独立行政法人を設立するにあたっては、組織内に「地域医療連携室」を設置するなどにより、病病連携や病診連携を円滑に推進することが求められる。

西都市では、スピード感を持ってこれらの課題に対処するため、平成25年8月に新設した地域医療対策係を、平成26年4月から増員した上で課に昇格させ、地域医療対策室を設置する。

3. 地方独立行政法人について

地方独立行政法人とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定される「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認

めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人」をいう。

大きく特定地方独立行政法人と一般地方独立行政法人に分けられる。

特定地方独立行政法人は、「その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要がある」（第2条第2項）地方独立行政法人で、役員及び職員は地方公務員の身分となる（「公務員型」と呼ぶ）。

一般地方独立行政法人は上記以外の法人で、役員及び職員は公務員ではない（「非公務員型」と呼ぶ）。

平成25年4月1日現在の全国の地方独立行政法人設立数は、

全体数 111

そのうち公営企業型（病院） 38

公務員型 7 非公務員型 104

複数地方公共団体による設立 2 となっている。

出資は、設立団体が100%である。

議会との関係では、法人定款の策定、中期目標の策定、中期計画の認可、法人への運営費負担金にかかる予算措置が議決事項で、病院からの事業報告書、市が行う業績評価が報告事項となり、透明性が担保されたものとなる。

法人の理事長は市長が任命し、理事長が経営責任を負い、法人の自主性・自立性は尊重されるものの、市長の附属機関として設置される「評価委員会」の意見聴取、議会の議決を経て設定される「中期目標」に基づき、法人が「中期計画」を作成し、その病院運営について市長及び市議会のチェックを受けることになり、公共性が担保される。

4. 主な進行スケジュール案

（行政）

○児湯郡内町村調整

（平成26年早期）

○医師会等関係医療機関協議

○県総務部市町村課・福祉保健部医療薬務課協議

○評価委員会設置

○定款・中期目標策定

○住民説明会

○地方独立行政法人設立

(平成27年上半期まで)

(議会)

○定款・中期目標・中期計画議決

○評価委員会条例・予算議決

○地方独立行政法人関連条例・予算議決

○病院事業報告

○評価委員会業績評価報告

(医療センター)

○中期計画・年度計画・業務方法書策定

○法人解散

(地方独立行政法人設立時)

○理事会・評議員会承認・議決

(地方独立行政法人)

○新病院開院

(平成31年)

地方独立行政法人について

1 地方独立行政法人の概要

(1) 定義・目的

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

(2) 設立手続き

地方公共団体（以下「設立団体」という。）が、議会の議決を経て定款を定め、県知事の認可を受けて設立する。

(3) 役員の任命

理事長及び監事は、設立団体の長が任命し、その他の役員は理事長が任命する。

(4) 目標による業務管理

中期目標、中期計画、年度計画に基づき、計画的に業務を運営、管理する。

中期目標：地方独立行政法人の設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえ、議会の議決を経て定め、法人に指示する業務運営の基本指針

中期計画：中期目標を達成するための具体的計画で、法人が作成し、設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえで認可。病院事業を行う法人の場合は、認可に議会の議決が必要。

(5) 業務実績評価

法人は、各事業年度及び中期目標期間の業務実績について評価委員会の評価を受ける。評価委員会はその結果を法人及び設立団体の長に通知し、公表する。また、必要なときは、法人に対し、業務運営について勧告を行う。

(6) 財源措置

法人の事業の経費は、当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則であるが、その性質上、事業収入を充てることが不適當であるもの、客観的に

困難と認められる経費（法人の経営努力だけでは維持することができない公共性の高い事業に要する経費）については、一定のルールのもと設立団体が負担するものとされている。

2 地方独立行政法人評価委員会の概要

（１）設置根拠

地方独立行政法人法

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- (2) その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（２）位置づけ

市長の附属機関

（３）組織・運営

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例による。

○組織等

- ・委員は6人以内。医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者、市民の代表その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱
- ・任期は2年で再任可

○委員長

- ・委員の互選により定める。
- ・委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

○会議

- ・委員長が招集し、委員の過半数以上の出席が必要
- ・出席委員の過半数で議事を決定

(4) 評価委員会の主な所掌事務

○市長が認可・承認等をする際の事前の意見聴取に対する意見提示

- ・ 業務方法書を認可する際の意見 (法第22条第3項)
- ・ 中期目標の作成・変更の際の意見 (法第25条第3項)
- ・ 中期計画の作成・変更を認可する際の意見 (法第26条第3項)
- ・ 中期目標期間の終了時に組織・業務全般にわたる検討を行う際の意見 (法第31条第2項)
- ・ 財務諸表の承認の際の意見 (法第34条第3項)
- ・ 毎事業年度の利益残余の額を翌事業年度に係る中期計画の剰余金の使途に充てることを承認する際の意見 (法第40条第5項)
- ・ 積立金を次期中期目標期間の業務の財源に充てることを承認する際の意見 (法第40条第5項)
- ・ 限度額を超えた短期借入を認可する際の意見 (法第41条第4項)
- ・ 短期借入の借換を認可する際の意見 (法第41条第4項)
- ・ 不要財産の納付に係る認可をする際の意見 (法第42条の2第5項、第6項)
- ・ 重要な財産の処分を認可する際の意見 (法第44条第2項)

○意見の申出

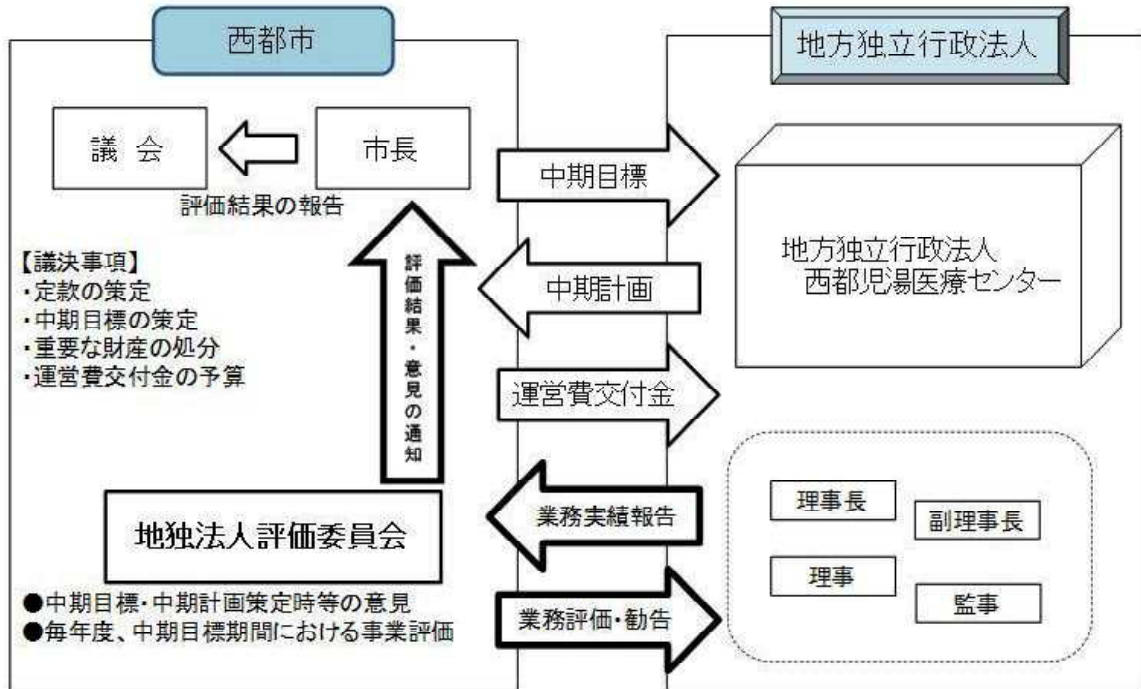
- ・ 役員報酬等の支給基準に関する市長に対する意見 (法第56条第1項、法第49条第2項)

○業務の実績の評価

- ・ 各事業年度における業務の実績についての評価 (法第28条)
- ・ 中期目標期間における業務の実績についての評価 (法第30条)
- ・ 各事業年度及び中期目標に係る業務の実績に関する評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 (法第28条第3項、法第30条第3項)

※下線部が、法人設立までに行う必要がある事項

地方独立行政法人の運営のイメージ



地方独立行政法人の仕組み(概要)



地方独立行政法人西都児湯医療センター 中期目標（案）

前文

西都市は、昭和55年に建物を設置し、西都市西児湯医師会が運営する公設民営型の西都市西児湯医師会立西都救急病院（後の西都医師会病院）を開院し、地域住民の救急医療のニーズに対応して、緊急に医療を必要とする患者の救急医療及び入院治療を提供してきた。

平成21年には、医師不足問題、開設者である同医師会会員の高齢化、それらに伴う経営状況の悪化などを背景に、同医師会が同病院の経営から撤退することとなった。西都市は、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、地域住民の医療に対する安心・信頼を確保し、需要に的確に対応していくためには同病院の存続は不可欠との判断から、平成23年4月に官民共同型として設立された医療法人財団西都児湯医療センターを支援し、西都児湯医療圏の中核的医療機関として、初期救急医療体制の維持とともに、脳神経外科・呼吸器内科を中心とした医療を地域住民に対して提供している。

こうした中、国は、団塊の世代が後期高齢者に突入する平成37年（2025年）に向けた高齢者医療の充実と医療費の抑制を目指し、医療制度改革や診療報酬改定に取り組んでいる。加えて、平成16年の新臨床研修医制度の導入に端を発した全国的な医師不足の問題は、当医療圏においても深刻であり、当医療センターでも医師の確保は喫緊の課題となっている。また、高齢化の進行に伴う医療需要の変化など、当医療センターを取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応していく必要があり、加えて、南海トラフ巨大地震などの災害発生に備えて、地域災害拠点病院としての役割を果たすことも求められている。

このような地域に求められる役割を継続的かつ安定的に提供していくためには、当医療センターが医師をはじめとする医療職を確保できる体制を整備し、安定した経営の下で運営される必要がある。

そのためには、地域住民や関係機関・団体、大学等との連携・支援体制の強化が不可欠であるとともに、より公的な医療機関としての位置づけを明確にし、確実な医師確保につなげる必要があるため、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）を設立することとした。

法人が、透明性、安定性、自立性といった地方独立行政法人の特徴を最大限に活かし、地域の医療機関との連携によって地域住民の健康の維持及び安全安心の確保に寄与することを求め、ここに基本的な方針としての中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

- (1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における地域完結型医療の提供

緊急性の高い脳卒中等の脳疾患を積極的に受け入れるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、地域完結型の医療を目指すこと。

- (2) 初期救急医療体制の維持

地域にとって不可欠な初期救急医療体制を維持するとともに、法人での対応が困難な救急については、医療圏外の二次・三次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。

- (3) 医療連携の推進

医療圏外の高度急性期病院で治療を終えた地域在住の患者を受け入れ、充実した医療設備や手厚い看護体制によって症状の安定化を図り、地域の医療機関若しくは高齢者施設へのスムーズな受渡しを行うこと。

- (4) 地域災害拠点病院としての役割

今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの災害発生時やその他の緊急時において、西都児湯医療圏の地域災害拠点病院として、施設要件等の機能の維持に努めるとともに、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を整備すること。

2 医療の質の向上

- (1) 医療職の確保

医師会などの関係機関・団体や大学などの教育機関との連携強化を図り、優秀な医師、看護師、医療技術職等の確保に努めること。

- (2) 医療安全対策の徹底

患者や職員に関する安全の確保のための医療安全体制を整備し、医療安全対策の充実を図ること。

- (3) 高度医療機器等の計画的な更新・整備

地域の中核的病院としての役割を果たすため、救急医療をはじめ各診療分野において高度医療の充実に努めるとともに、法人に求められる医療を提供できるよう、必要な高度医療機器や診療支援システムを計画的に更新・整備すること。

3 患者サービス

- (1) 患者中心の医療の提供

患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底すること。

(2) 快適性の向上

診療待ち時間の改善や院内清掃の徹底などによる、患者や来院者への快適な環境の提供を図ること。

(3) 相談窓口の設置

地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口を設置すること。

(4) 職員の接遇向上

地域住民が満足する施設であるために、患者や来院者の意向を把握して施設全体の接遇の向上を図ること。

4 法令遵守

医療法（昭和23年法律第205号）をはじめとする関係法令を遵守し、公的病院としての行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 法人運営管理体制の確立

法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備すると共に、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 予算の弾力化

地方独立行政法人制度の特徴である中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。

(2) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切かつ弾力的に配置すること。

(3) 人事評価制度の構築に向けた検討

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した公正で客観的な人事評価制度の構築に向けた検討を行うこと。

(4) 研修制度の確立

職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 収入の確保

法人が担うべき役割及び地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供により適切な収入の増加を図ること。また、診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収益を確保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回収に努めること。

(2) 支出の節減

医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入や各種業務委託において、多様な契約手法を導入して費用の節減・合理化に取り組み、効率的・効果的な事業運営に努めること。

(3) 役割と負担の明確化

法人が救急医療等の政策的医療を提供する場合においては、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市と法人は協議のうえ、それぞれの役割や責任、その負担のあり方を明確にし、運営費負担金の基準を定め、市は法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この主旨を踏まえ、効率的・効果的な業務運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 病院施設整備に向けた取組み

病院施設の整備に向けて、新病院建設の必要性を含めた検討を市及び関係機関と連携して行うこと。

今後のスケジュール（予定）

区分	日 程	内 容
第1回	2月6日（金）	・ スケジュール、現状及び経過説明 ・ 中期目標－素案説明
第2回	2月下旬	・ 中期目標－素案審議
第3回	3月下旬	・ 中期目標－前回の審議を踏まえた修正案の説明、審議 ※中期目標（案）の市民意見募集（4月中旬～5月中旬）
第4回	5月下旬	・ 中期目標－市民意見を踏まえた修正案の説明、審議 意見のとりまとめ ・ 中期計画－素案説明
第5回	6月下旬	・ 中期計画－素案審議 ・ 業務方法書－案説明、審議 ・ 役員報酬基準－案説明、審議
第6回	7月下旬	・ 中期計画－前回の審議を踏まえた修正案の説明、審議 意見のとりまとめ ・ 業務方法書－意見のとりまとめ ・ 役員報酬基準－意見のとりまとめ

西都児湯医療センター概要

平成 2 6 年度版

目 次

1. 西都児湯医療センターの沿革	3
2. 西都児湯医療センターの施設概要	
1. 所在地等	4
2. 病院の特色	4
3. 構造等	4
4. 診療時間等	4
5. 病床数	5
6. 指定医療等	5
7. 認定施設	5
8. 職員数	5
9. 主な医療機器	5
10. 施設基準等	6
3. 西都児湯医療センターの経営状況	
1. 入院患者数推移・地域別入院患者数推移	7
2. 一般外来患者数推移・地域別一般外来患者数推移	8
3. 休日夜間急病センター外来患者数	8
4. 救急搬送件数	8
5. 健診受診者数	9
6. 病床利用率・平均在院日数の状況	9
7. 手術件数	9
8. 総収益・総費用 年度推移	10
9. 損益計算書	10
10. 貸借対照表の状況	10
4. 西都児湯医療センター施設一覧	11

1. 西都児湯医療センターの沿革

昭和55年 12月	西都市西児湯医師会立西都救急病院として開設（50床） 開設時診療科 内科、外科、小児科、整形外科
平成 2年 8月	増改築工事（50床増床・手術室増設）
平成 2年 9月	脳神経外科増設
平成 8年 12月	小児科診療 廃止
平成 9年 3月	災害拠点病院として県指定
平成11年 4月	血管造影撮影室新設
平成16年 4月	MRI室新設
平成16年 6月	外科医師派遣中止（第二外科2名）
平成17年 7月	内科医師3名より2名へ 1名減
平成19年 3月	内科常勤医師2名より1名へ 1名減
平成19年 4月	一般病床 91床 に変更
平成19年 5月	内科常勤医師不在 内科外来診療及び入院診療の中止 同月 リハビリ室拡張改装工事
平成19年 9月	西都市西児湯医師会立西都救急病院より 西都医師会病院に名称変更
平成20年 1月	内科常勤医師 1名勤務
平成21年	西都市西児湯医師会が経営撤退を表明
平成21年 5月	整形外科診療 廃止 同月 循環器内科、消化器内科 診療追加
平成22年	管理棟増築 機器更新 手術用顕微鏡 Leica 製 M525 OH4 日立製 超音波検査機器 HI VISION Preirus ドレーゲル製 麻酔器 Fabius Plus フクダ電子製 負荷心電図装置 Well Bike BE-250
平成23年	西都市との官民共同型医療法人財団「西都児湯医療センター」設立 健診室新設 西都児湯医療センター設立時診療科 内科、循環器内科、消化器内科、脳神経外科、外科 医師 院長、脳神経外科医師2名、内科医師2名、計5名
平成24年	災害派遣医療チーム(DMAT)発足 機器更新 GE 製 64列マルチスライスCT 「Optima CT660 Pro」 GE 製 三次元循環器デジタルX線システム 「Innova3100 IQ Pro」
平成25年 2月	内科医師1名退職
平成25年 3月	内科医師1名退職 脳神経外科医師2名より1名へ 1名減
平成25年 4月	放射線科 診療科追加
平成25年 11月	医療用画像情報 管理システム（SYNAPSE）導入
平成26年 4月	内科常勤医師 1名勤務 呼吸器内科、リハビリテーション科 診療科追加
平成26年	人工呼吸器（フクダ電子 サーボS）4台導入

2. 西都児湯医療センターの施設概要

1. 所在地等

名 称	医療法人財団 西都児湯医療センター
住 所	〒881-0033 宮崎県西都市大字妻1550番地
電 話	0983-42-1113(代表) 0983-32-5500(事務局)
F A X	0983-42-5530
理 事 長	後藤 有人
病 院 長	後藤 有人
副 院 長	濱砂 亮一
内科部長	床島 真紀
看護部長	菅原 とよ子
事務局長	安藤 敏和
総務課長	永野 淳二

2. 病院の特色

昭和55年	救急病院指定
昭和56年	開放型病院指定
昭和56年	二次救急病院指定
平成 9年	地域災害拠点病院指定 (平成24年 災害派遣医療チーム DMAT発足)

3. 構造等

敷地面積	5,615.65 m ²
延床面積	3,748.59 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建

4. 診療時間等

【一般外来診療】

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～11:30 13:30～17:00 ※午後は主に病棟回診、急患受入れ、手術、医療機関からの紹介などの対応となります。
	土曜日 8:30～11:30
	日曜日・祝日 休 診
診療時間	月曜日～金曜日 9:00～12:00 14:00～17:30 ※午後は主に病棟回診、急患受入れ、手術、医療機関からの紹介などの対応となります。
	土曜日 9:00～12:00
	日曜日・祝日 休 診
面会時間	平日・休日 13:00 ～ 20:00
休 診 日	日曜日・祝日・年末年始

【夜間急病センター】 ※夜間急病センターの診療科は、内科、外科となります

受付時間	平日・土曜日・日曜、祝日 18:45～22:45
診療時間	平日・土曜日・日曜、祝日 19:00～23:00 (年中無休)

5. 病床数

一般病床 91床

標榜診療科 脳神経外科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、内科・外科、放射線科、リハビリテーション科

6. 指定医療等

二次救急指定病院、地域災害拠点病院、各種医療保険、労働者災害補償保険法、生活保護法(医療扶助)、精神保健法(通院医療)、難病指定医療機関、身体障害者福祉法(更生医療)、特定疾患指定医療機関

7. 認定施設

日本脳神経外科学会専門医制度による指定研修施設

脳梗塞急性期 rt-PA 静脈療法認定施設

8. 職員数 (平成26年12月現在)

医 師	3名	
看 護 師	44名	(内 非常勤 4名)
准 看 護 師	5名	
看 護 助 手	2名	(内 非常勤 2名)
臨 床 検 査 技 師	4名	
放 射 線 技 師	4名	
薬 剤 師	2名	(内 非常勤 1名)
薬 剤 事 務	1名	(内 非常勤 1名)
理 学 療 法 士	3名	
作 業 療 法 士	1名	
管 理 栄 養 士	1名	
社 会 福 祉 士	1名	
介 護 福 祉 士	1名	
事 務 員	6名	
医 療 事 務	5名	(内 非常勤 2名)
医師事務作業補助	1名	
託 児 所	8名	(内 非常勤 6名)
合 計	92名	

9. 主な医療機器

・CT(コンピュータ断層撮影装置)

GE ヘルスケア・ジャパン製 64列マルチスライス CT Optima CT660 Pro

・血管造影検査機器

GE ヘルスケア・ジャパン製 三次元循環器デジタルX線システム Innova3100IQ Pro

・MRI(磁気共鳴画像法)

東芝製 MRI EXCELART Vantage(1.5T)

・脳神経外科手術

ライカ製 手術用顕微鏡 M525 OH4

・超音波

日立製 超音波検査機器 HI VISION Preirus

・経鼻内視鏡

富士フイルム製 電子内視鏡 Advancia

・全身麻酔器

ドレーゲル製 全身麻酔器 Fabius plus

10. 施設基準等 （平成27年 1月5日現在）

入 院 基 本 料 一般病棟入院基本料 7 対 1 入院基本料

入院基本料等加算 救急医療管理加算

重症者等療養環境特別加算

診療録管理体制加算

急性期看護補助体制加算(50 対 1)

医師事務作業補助体制加算 2

データ提出加算

施設基準届出内容

退院調整加算

入院時食事療養

地域連携夜間・休日診療料

夜間休日救急搬送医学管理料

ニコチン依存症管理料

検体検査管理加算Ⅱ

CT撮影及びMRI撮影

脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ

運動器リハビリテーション料Ⅰ

呼吸器リハビリテーション料Ⅰ

ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号

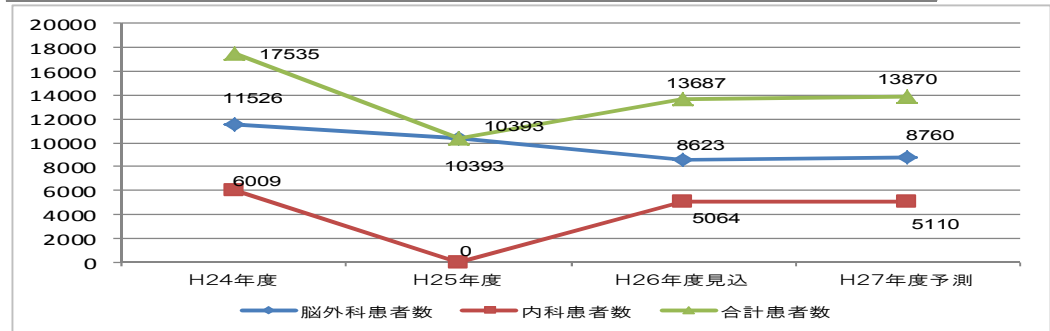
酸素加算

胃瘻造設術

3. 西都児湯医療センターの経営状況

1. 入院患者数推移

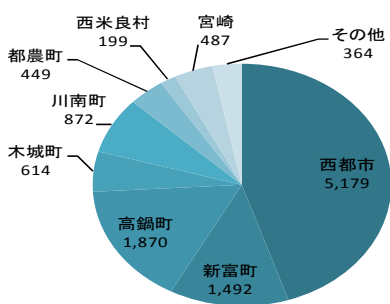
診療科目			H24年度	H25年度	H26年度 見込	H27年度 予測
入院	脳神経外科	延患者数	11,526	10,393	8,623	8,760
		1日平均患者数	31.5	28.5	23.6	24.0
	内科	延患者数	6,009	0	5,064	5,110
		1日平均患者数	16.4	0.0	13.9	14.0
	合計	延患者数	17,535	10,393	13,687	13,870
		1日平均患者数	47.9	28.5	37.5	38.0
診療日数			366	365	365	365



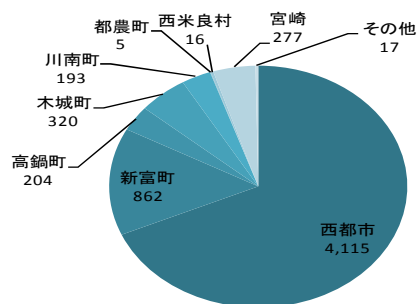
地域別入院患者数推移

地域別入院患者数		西都市	新富町	高鍋町	木城町	川南町	都農町	西米良村	宮崎市	その他	合計
H24年度	脳神経外科	5,179	1,492	1,870	614	872	449	199	487	364	11,526
	内科	4,115	862	204	320	193	5	16	277	17	6,009
	合計	9,294	2,354	2,074	934	1,065	454	215	764	381	17,535
H25年度	脳神経外科	4,549	1,402	1,864	682	1,051	513	0	285	47	10,393
	内科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4,549	1,402	1,864	682	1,051	513	0	285	47	10,393
H26年度 (11月)	脳神経外科	2,322	832	932	349	556	357	0	375	72	5,795
	内科	2,039	496	331	118	100	68	22	223	0	3,397
	合計	4,361	1,328	1,263	467	656	425	22	598	72	9,192
合 計		18,204	5,084	5,201	2,083	2,772	1,392	237	1,647	500	37,120

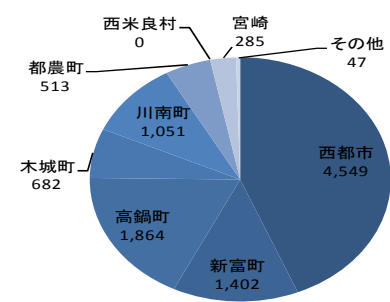
H24年度 脳神経外科 地域別入院患者数



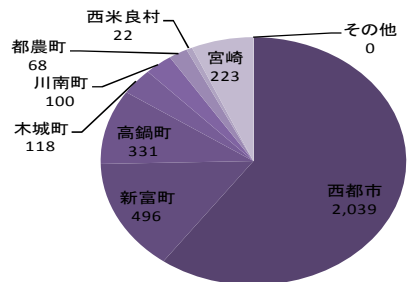
H24年度 内科 地域別入院患者数



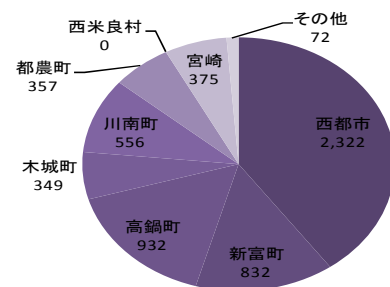
H25年度 脳神経外科 地域別入院患者数



H26年度(11月) 内科 地域別入院患者数

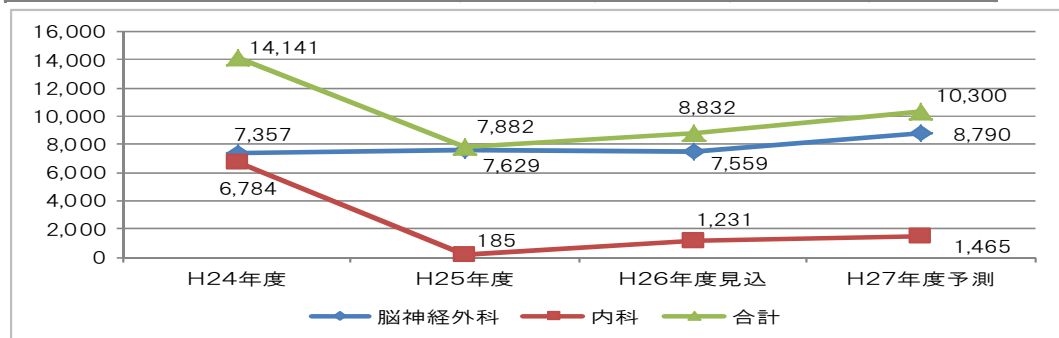


H26年度(11月) 脳神経外科 地域別入院患者数



2. 一般外来患者数推移

診療科目			H24年度	H25年度	H26年度 見込	H27年度 予測
外来	脳神経外科	延患者数	7,357	7,629	7,559	8,790
		1日平均患者数	25.1	26.0	25.8	30.0
	内科	延患者数	6,784	185	1,231	1,465
		1日平均患者数	23.2	0.6	4.2	5.0
	放射線科	延患者数	0.0	68.0	42.0	45.0
		1日平均患者数	0.0	0.2	0.1	0.2
	合計	延患者数	14,141	7,882	8,832	10,300
		1日平均患者数	48.3	26.9	30.1	35.2
診療日数			293	293	293	293



地域別一般外来患者数推移

		西都市	新富町	高鍋町	木城町	川南町	都農町	西米良村	宮崎市	その他	合計
H24年度	脳神経外科	4,936	644	549	231	246	98	67	507	79	7,357
	内科	5,331	570	273	90	122	37	42	268	51	6,784
	放射線科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	10,267	1,214	822	321	368	135	109	775	130	14,141
H25年度	脳神経外科	5,206	718	550	236	260	119	51	400	89	7,629
	内科	144	15	11	3	3	0	0	9	0	185
	放射線科	46	13	0	3	1	0	0	3	2	68
	合計	5,396	746	561	242	264	119	51	412	91	7,882
H26年度 (11月)	脳神経外科	3,508	443	347	172	183	84	28	228	56	5,049
	内科	693	81	48	20	18	4	2	50	16	932
	放射線科	13	7	3	3	0	0	0	1	1	28
	合計	4,214	531	398	195	201	88	30	279	73	6,009
合 計		19,877	2,491	1,781	758	833	342	190	1,466	294	28,032

3. 休日夜間急病センター外来患者数

		西都市	新富町	高鍋町	木城町	川南町	都農町	西米良村	宮崎市	その他	合計
H24年度	脳神経外科	658	174	119	37	59	17	1	80	48	1,193
	内科	1,459	346	179	103	89	24	5	114	72	2,391
	合計	2,117	520	298	140	148	41	6	194	120	3,584
H25年度	脳神経外科	740	193	116	61	54	18	4	92	34	1,312
	内科	71	21	14	8	5	4	0	8	2	133
	合計	811	214	130	69	59	22	4	100	36	1,445
H26年度 (11月)	脳神経外科	500	110	76	33	45	21	1	33	38	857
	内科	113	29	17	4	11	1	2	11	6	194
	合計	613	139	93	37	56	22	3	44	44	1,051
合 計		3,541	873	521	246	263	85	13	338	200	6,080

4. 救急搬送件数

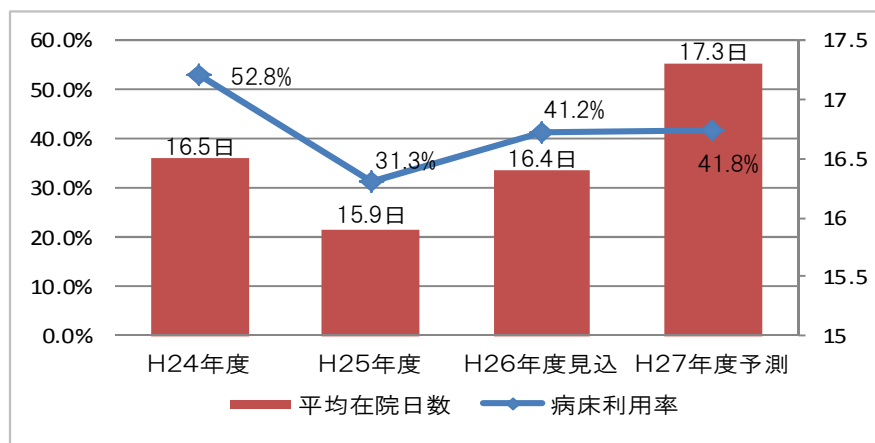
		西都市	東児湯	宮崎市	合計
H24年度	脳神経外科	235	270	12	517
	内科	133	84	3	220
	合計	368	354	15	737
H25年度	脳神経外科	300	285	18	603
	内科	6	4	1	11
	合計	306	289	19	614
H26年度 (11月)	脳神経外科	211	162	3	376
	内科	61	34	5	100
	合計	272	196	8	476
合 計		946	839	42	1,827

5. 健診受診者数

	事業所	病院職員	合計
H24年度	874	145	1,019
H25年度	735	137	872
H26年度(11月)	689	138	827
合 計	2,298	420	2,718

6. 病床利用率・平均在院日数の状況（91床）

	H24年度	H25年度	H26年度見込	H27年度予測
病床利用率	52.8%	31.3%	41.2%	41.8%
平均在院日数	16.5	15.9	16.4	17.3



7. 手術件数

	H24年度	H25年度	H26年度 (11月)
開頭術 (クリッピング、腫瘍摘出、減圧開頭術等)	36	17	17
穿頭術 (血腫除去、V-Pシャント等)	52	39	25
脊椎手術	42	22	18
その他 (STA-MCA吻合、頸部内膜剥離、下肢切断等)	2	10	7
合 計	132	88	67

8. 総収益・総費用 年度推移

区分	H24年度	H25年度	H26年度 見込	H27年度 予測
総収益(1)	1,136,682,623	727,384,835	884,497,029	902,458,238
総費用(2)	1,064,245,149	815,348,510	865,651,162	888,213,175
経常損益(1)-(2)	72,437,474	△ 87,963,675	18,845,867	14,245,063

9. 損益計算書

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度見込	平成27年度予測
医業収益	1,013,336,439	607,580,992	758,805,975	791,563,595
（内 入院収益）	734,265,742	444,204,397	581,013,150	589,110,000
（内 外来収益）	262,870,019	149,443,000	163,859,230	188,520,000
（その他医業収益）	16,200,678	13,933,595	13,933,595	13,933,595
医業費用	1,063,184,949	810,865,612	865,651,162	888,213,175
医業損益	△ 49,848,510	△ 203,284,620	△ 106,845,187	△ 96,649,580
医業外収益	123,346,184	119,803,843	125,691,054	110,894,643
医業外費用	1,060,200	4,482,898	0	0
経常利益	72,437,474	△ 87,963,675	18,845,867	14,245,063
貸倒引当金戻入	0	200,000	0	738,011
税引前当期純利益	72,437,474	△ 87,763,675	18,845,867	14,983,074
法人税等	24,796,736	176,518	180,000	918,011
当期純利益	47,640,738	△ 87,940,193	18,665,867	14,065,063

10. 貸借対照表の状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度見込	平成27年度予測
流動資産	369,819,642	282,857,326	299,511,362	172,452,798
（内 現金預金）	225,038,458	160,286,685	156,940,721	29,882,157
（内 医業未収金他）	144,781,184	122,570,641	142,570,641	142,570,641
固定資産	302,872,962	288,445,867	246,691,411	191,977,898
（内 土地建物等）	148,788,127	138,808,022	128,757,023	120,225,690
（内 リース資産）	154,084,835	149,637,845	117,934,388	71,752,208
資産合計	672,692,604	571,303,193	546,202,773	364,430,696
流動負債	272,277,723	231,328,415	231,328,415	81,328,415
（内 短期借入金）	150,000,000	150,000,000	150,000,000	0
（内 未払金他）	122,277,723	81,328,415	81,328,415	81,328,415
固定負債	352,152,315	379,652,405	335,886,118	290,048,978
（内 リース債務）	156,574,335	153,311,745	121,608,288	75,426,108
（内 退職給付引当金他）	195,577,980	226,340,660	214,277,830	214,622,870
負債合計	624,430,038	610,980,820	567,214,533	371,377,393
純資産合計	48,262,566	△ 39,677,627	△ 21,011,760	△ 6,946,697
資 本	226,600,000	226,600,000	226,600,000	226,600,000
利益剰余金	△ 178,337,434	△ 266,277,627	△ 247,611,760	△ 233,546,697
（内 当期純利益）	47,640,738	△ 87,940,193	18,665,867	14,065,063
負債・純資産合計	672,692,604	571,303,193	546,202,773	364,430,696

4. 西都児湯医療センター施設一覧

